



平成18年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 大 林 組  
(本店所在地) 大阪市中央区北浜東4番33号  
代表者名 取締役社長 脇村典夫  
(コード番号 1802 東、大、名、福)  
問合せ先 東京本社総務部長 秀高 誠  
(TEL 03 - 5769 - 1017 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第102回定株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものです。
- ①当社が設置する機関を定めるため、変更定款案第4条を新設するものです。
  - ②株式に係る株券を発行する旨を定めるため、変更定款案第7条を新設するものです。
  - ③単元未満株式について、行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利に関する規定(変更定款案第10条)を新設するものです。
  - ④株主総会の招集地を柔軟に選択できるよう、株主総会の招集地に関する規定(現行定款第11条第3項)を削除するものです。
  - ⑤インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類の一部等をインターネットで開示することにより株主に提供したとみなすことができる旨の規定(変更定款案第16条)を新設するものです。
  - ⑥株主総会において議決権を代理行使できる株主の人数を明確にするため、現行定款第14条に所要の変更を行うものです。
  - ⑦取締役会の機動的な運営を図るため、書面等による取締役全員の同意があり、監査役全員に異議がない場合に限り、取締役会の決議があったものとみなす旨の規定(変更定款案第23条)を新設するものです。
  - ⑧社外監査役として有能な人材を迎えられるよう、会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定(変更定款案第32条第2項)を新設するものです。
  - ⑨会社法等が施行されたことに伴い、現行定款全体にわたり、用語及び表現の変更、その他所要の変更を行うものです。
- (2) 上記変更に合わせて条数の変更を行うとともに、一部字句の整備等を行うものです。

## 2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(公告) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>但し、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、大阪市において発行する毎日新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、12億2,433万5,000株とする。<u>但し、株式の消却が行われたときは、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもつて自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(基準日) 第8条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録されている議</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>但し、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する毎日新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、12億2,433万5,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもつて、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要があるときは、株主もしくは質権者として権利を行使すべき基準日を定めることができる。</u></p> <p><u>（名義書換代理人）</u> 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて定め、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録または信託財産の表示及びその抹消、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>（株式の取扱規程）</u> 第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p><u>（招集時期及び招集地）</u> 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p><u>前項のほか必要があるときは、臨時株主総会を招集する。</u></p> <p><u>株主総会は、本店所在地もしくは東京都港区またはこれらに隣接する地においてこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p><u>（議長）</u> 第12条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。</p> <p><u>社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p><u>（決議の要件）</u> 第13条 株主総会の普通決議は、<u>出席株主の議決権</u></p>	<p><u>（株主名簿管理人）</u> 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて定め、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>（株式の取扱規程）</u> 第12条 当社の株式に関する<u>取扱い</u>については、<u>法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p><u>（招集時期）</u> 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p><u>前項のほか必要があるときは、臨時株主総会を招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>（定時株主総会の基準日）</u> 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>（議長）</u> 第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。</p> <p><u>社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>（決議の要件）</u> 第17条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>商法第 343 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上を</u>もって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は委任状を当会社に<u>差出さねばならない</u>。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 15 条 当会社に<u>取締役 15 名以内を置く</u>。</p> <p>(取締役の選任) 第 16 条 取締役は、株主総会で選任する。 前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する</u>。</p> <p>取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員により<u>就任した</u>取締役の任期は、他の現任の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 18 条 &lt; 条文の記載省略 &gt;  &lt; 新 設 &gt;</p> <p>(役付取締役及び代表取締役) 第 19 条 取締役会の決議を<u>もって</u>会長 1 名、副会長若干名、社長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 会長、副会長、社長及び副社長は、各自当社を代表する。 前項のほか取締役会の決議を<u>もって</u>当社を代表する取締役若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 20 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議を</u>もって、<u>同条第 1 項第 5 号の行為に関する</u>取締役 (取締役であつた者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p><u>段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を</u>もって行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上を</u>もって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は委任状を当会社に<u>提出しなければならない</u>。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当社の<u>取締役は、15 名以内とする</u>。</p> <p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会で選任する。 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を</u>もって行う。 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により<u>選任された</u>取締役の任期は、他の現任の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 22 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 23 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を</u>満たしたときは、<u>取締役会の決議があつたものとみなす</u>。</p> <p>(役付取締役及び代表取締役) 第 24 条 取締役会の決議によって会長 1 名、副会長若干名、社長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 会長、副会長、社長及び副社長は、各自当社を代表する。 前項のほか取締役会の決議によって当社を代表する取締役若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 25 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であつた者を含む。)の</u>同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(執行役員) 第 21 条 当社は、<u>取締役会の決議をもつて、取締役から業務執行権限の委譲を受け、専ら業務執行を担当する執行役員若干名を置くことができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第 22 条 当社は<u>監査役 5 名以内を置く。</u></p> <p>(監査役の選任) 第 23 条 監査役は、株主総会で選任する。 前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 24 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠により就任した監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役) 第 25 条 監査役は、<u>互選をもつて、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 26 条 &lt; 条文の記載省略 &gt;</p> <p>(監査役の責任免除) 第 27 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもつて、監査役(監査役であつた者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第 6 章 計 算 (営業年度) 第 28 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に<u>終るものとする。</u></p> <p>(利益配当)</p>	<p>当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(執行役員) 第 26 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役から業務執行権限の委譲を受け、専ら業務執行を担当する執行役員若干名を置くことができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第 27 条 当社の<u>監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第 28 条 監査役は、株主総会で選任する。 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 29 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役) 第 30 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 31 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(監査役の責任免除) 第 32 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であつた者を含む。)の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算 (事業年度) 第 33 条 当社の<u>事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。</u></p> <p>(期末配当の基準日)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第 29 条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録されている株主及び質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日 <u>の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録されている株主及び質権者に対し、金銭の分配を中間配当として行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 31 条 <u>利益配当金及び第 30 条に定める中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>第 34 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日 <u>を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 36 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

### 3 日程

定款変更のための株主総会開催日      平成 1 8 年 6 月 2 9 日 (木曜日)  
定款変更の効力発生日                      平成 1 8 年 6 月 2 9 日 (木曜日)

以 上